

生活保護裁判連 二ユリス

第三七号 二〇〇八年十月発行
○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 つくし法律事務所
(〇七五―二四一―二三四四)



生活保護裁判連絡会第14回総会・交流会

新潟で大成功!

14回総会・交流会は新潟と全国から110名余が参加し、生活保護をめぐる1年間の裁判と諸闘争を交流し、実り多いひととなりになりました。

最初に、地元を代表し、「生存権裁判支える会」代表委員の石崎誠也さんが「生活保護の闘いが国民的な課題になっていること、自公政権の「骨太の方針」は「国民の骨を削る方針」であり、構造的な貧困がつくりだされており、憲法9条による国のあり方と25条の生存権が結びついた運動の重要性を強調し激励しました。

記念講演は反貧困ネットワーク事務局長の湯浅誠さんが講演しました。湯浅さんは、1995年から東京・渋谷でホームレス支援活動を開始。地下鉄サリン事件の衝撃も残る中雑炊を作って地下鉄で運んだり、路上でいかに生きぬくか、路上からいかに脱出するか、さらには

ネットカフェからの相談にのるなど、貧困層の多様な要求に応える運動で「もやい」を組織するという生々しい体験を、リアルに楽天的に話され、参加者に笑いと感動を与えました。

湯浅さんは「生活保護申請マニアル」という本も書き、毎月100件もの生活困窮者の相談にのっておられます。そのなかで、派遣社員やワーキングプアなどの一般的な国民は、収入がなくなると「ホームレスになるか自殺するか」ということしか知らないし、知らされていないという実態があること。多くの場合は、足りない部分を家族が支えているものの、それができない場合は社会保障が支えるしかないこと。しかし、社会保障が機能していない、機能させていない我が国においては、自分が働いて支えるしかない(自己責任)という強迫観念のもとにあること。そのため、条件が悪かろうが、違法な収奪がある

うが、自分の暮らしが成り立っていない労働者はNOとはいえないこと。労働者や市民がNOという声をあげることが大事であると強調されました。

その後、特別報告として三本のレポートを受けました。

まず、「生存権裁判の東京判決について」弁護士の上原隆さんが話をされました。①不当判決は高齢加算は「おまけ論」であった。②全国でたまたかっているという構えが不十分であった。③原告のくらしの実態をなまなましくつかみ、ワーカールの経験も借りて闘いをねりなおしていくと決意されました。

続いて、「震災と社会保障について」柏崎の生活と健康を守る会会長が報告されました。①中越沖地震は全世帯の90%が被害にあい、医療機関では医療資格を問うことなくにかく治療に当たった。②義援金・支援

金は全壊で300万円から一部損壊の4万円であったが、生活保護世帯においては、生活に必要なものを購入しても残金が生じ、収入認定されて、保護の廃止もしくは停止になる事態が生まれた。③これは、全国の人々の被災者救済の気持ちがないがしろにするものであるとして、「一部損壊」の4万円は全額収入認定しないことを求めた活動を報告されました。

最後に、埼玉の「三郷市生活保護申請拒否事件」の報告がありました。

全体会の締めくくりとして、竹下事務局長が「1年間の活動の総括と今後の方針」について提案しました。

①1000万人を超えるワーキングプアについて、政府は重大な事態という受け止めをしていない。これでは明日への希望がもてない。生きていくんだからいいんではないかという思想だ。大変怖い思想だ。

②貧困が命を奪っている。年間3万人の自殺が連続して続いている。子どもの虐待は、将来に希望が持たなくなっている結果だ。

③国の政治に対し、怒りが湧き起り、まともだと誰も受け止めていない。政治を動かす運動になっているかが問われている。生活保護の切り下げが社会保障の切り下

げにつながっており、「生存権裁判」の東京判決は負けたが、闘いに負けたわけではない。一人ひとりががんばり闘っていくことだ。

と簡潔に力強く訴えられました。



各分科会報告

第1分科会

第1分科会は新潟の生存権裁判の原告である山田さんのお話から始まった。山田さんはできるだけ日常生活にお金をかけないように生活していること、お金を使わないようにするために家族や知人もあまり会わない様になっていることなど、いかに切り詰めて日常生活を送っているかということをお話してくださいました。

その後は生存権裁判東京地裁判決の経過・解説が東京生存権裁判弁護士団の村上弁護士からされた。村上先生は「原告の皆さんはもともと切り詰めた生活というものに慣れてしまっている。高齢加算が廃止されてから、原告がどう感じているかということが裁判官に伝わりにくかつ

たのだろう」という話であった。会場からは「憲法25条でいつている、健康で文化的な生活をするということを積極的に示していかねければならないだろう」「支出の比較から裁判の立証に入るため、高齢になれば収入も低くなるために、支出も低くなるというのは当然」という考え方になってしまふ。それは法の建前からいくとおかしい」という発言がされた。

新潟県・柏崎生活と健康を守る会の宮崎さんは『震災と生活保障』ということで、中越沖地震が起きてからの動きを紹介された。住宅が一部損壊した世帯には一律4万円の支援金が出たが、生活保護の世帯は4万円支払われる支援金のうち8000円を控除して32000円を収入認定しようとしたという驚くべき話がされた。

広島弁護士会の我妻弁護士からは母子加算の減額・廃止について、取り消しを求めての裁判の話があった。母子加算が減額・廃止されたことによる問題点として、子供への影響が大きくなるということが上げられた。母子加算が廃止されたことで、子どもが今まで以上に欲しいものを欲しい、やりたいことをやりたいと言えないようにな

り、それが原因でいじめにあい、不登校になるケースがあるという話であった。また、欲しいものを買うためにバイトをしようとそれが収入認定されて、保護費を減らされてしまふ。その結果、子どもと母親の信頼関係が崩れてしまふということもあり、やはり母子加算が必要であると再認識させられた。会場からは母子加算の廃止が貧困の連鎖を生む要因のひとつになっているために、それを阻止しなければならぬという発言もあった。

次に通院移送費制度の支給と周知徹底について、新潟の取り組みの報告があった。生活保護世帯の方にアンケートを取ってみると、半分以上の世帯で通院移送費の制度があること自体を知らなかった。この結果をもとに、まずは制度を知ってもらうことが必要ということで市と交渉をして通院移送費の制度を周知徹底させるように働きかけをしたという取り組みが発表された。

最後に2008年度生活保護実施要領の「改正」等のポイントということで、ケースワーカーから報告があり、今年度の改正では反貧困運動の進展を反映して、申請権尊重の明記や保護辞退廃止の歯止め、稼働能力活用要件の明確化といった画期的な

改正があったほか、運用の緩和、給付の拡大を内容とした改正があったこと。ただし、対応するケースワーカー個々で判断が異なっているという現実もあるため、今回勝ち取った前進を生かし、厚生労働省が示した「処理基準」に従って仕事をせよ、という主張をしていくことが重要と話された。



第2分科会

第2分科会では、生活保護の運用と支援について、3つの報告を受け、フロアーからの意見も含めて意見交換を行いました。参加者は報告者も含めて29名でした。

最初は「浜松事件」に関係して、経過とその後取り組みについて、浜松の司法書士榎葉隆雄さんより報告を受けました。「浜松事件」後、市議会に対する要望が行われ、自立支援計画等の策定にあたってはボランティア団体からも意見聴取を行うようになったこと、ケースワーカー研修に講師として呼ばれる

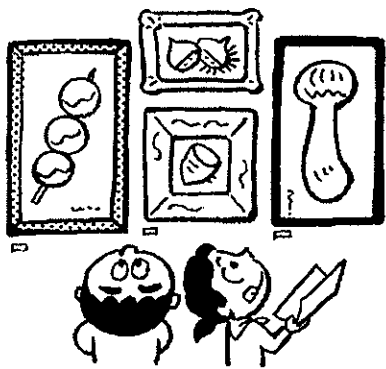
ようになったこと、救急車要請の場合は病院と交渉してとにかく運ぶという運用になるなどの一定の前進が図られたことが報告されました。しかし現地では今後、刑事告訴までするのかどうか等まだ意見が分かれています。状況であることがあわせて報告されました。

次に大分県別府市の生活保護訴訟について河野聡弁護士より報告を受けました。DV被害を受けて婦人相談所に入所した母子家庭に対して、虚偽の説明により生活保護申請をさせず保護費を支給としたこと、また違法な辞退届けの事前徴取による保護廃止をしたことについて損害賠償請求の裁判をたたかっていることが報告されました。

最後に、長岡市の生活と健康を守る会の山崎勲さんより、生活保護における「要否判定」と「程度の決定」の二つの基準の違法性（要否判定の際は勤労控除が70%になること、生業扶助がない等）の問題と自動車保有に関わる問題について審査請求の支援活動等を通して報告されました。この活動に関わって長くないと前置きした上で、「常識の通らない社会だなあ」と率直に感じたと言う感想を述べられました。

報告を受けた後の意見交換では、「浜松事件」は刑事告訴すべきと意見が出るいっぽうで、行政で働く職員も本来は充実感を感じられるはずの職場がそうならないと、市民のために奮闘しているような職員が、組織として「承認」されるようなことが重要であるという意見も出され、現場で自立支援プログラムの研修の中で、悪戦苦闘したケースを持ち寄って報告してもらう等の取り組みもしていきたいなどの報告もありました。

生活保護手帳で触れられていない、あつてはならない「ローカルルール」がまだたくさんあり運用として変えていくのに支援活動が重要であることが語られました。また、行政と敵対関係ではなく、適度な緊張関係の中で互いに成長できる関係が重要であるということも出され、あらためて制度を作っていくのは市民であるということが確認されました。



第3分科会

22人と参加者も少なく、4本の報告を受けてそれぞれのテーマで活発に

話し合いができました。内容が多岐にわたっていったため、もつと時間があればより深めることができたと感じました。

報告1 後期高齢者医療問題―当事者の手による闘いのうねり

新潟県社保協 酢山省三

県の後期医療保険料は全国的に見て低い水準になっているが、民医連の調査では「高くなった」が4割近くあり、天引きへの怒りもあつた。そんな中で、「高齢者一揆―夏の陣」として集団不服審査請求にとりくみ、263人が請求した。当事者のたたかいを組織しながら、廃止に向けての運動を強めていく。

参加者から「夫婦別れになり、年3万3千円負担が増えた(新潟)」「支援金のために国保料が年3万円高くなった(新発田)」などの実態が出され、世帯単位の賦課や年金からの天引き問題など、矛盾が多いこの制度に「NO!」と声を上げる市民になろうと確信を深めました。

報告2 ホームレス自立支援の

会津短大 下村幸仁

「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では自立支援の基本を「就業の機会」としていることは誤りである。福島県では問題を早期に解決するため、

路上から生活保護を適用させ、住宅を確保することで人数が65%も激減。福島市では元ホームレスだった人たちが夜回り相談やボランティア活動をしている。行政がきめ細かな施策を実施することで問題を早期解決することが大事。

「家に入らず、まわりの竹藪にいた人の生活保護をとれなかった(村上)」との発言から、路上生活者は5〜6割が地元の人で、働きたいと思っており、急迫保護でアパートの敷金を出させていくことを考える必要があること。安定した住居をもつことが大前提で、就労優先は順番が違うということを確認できました。

報告3 震災と生活保障

柏崎生健会会長 宮崎栄子

中越沖地震では一部損壊の被災者に4万円の義援金が渡されたが、生活保護世帯は8千円を控除して収入認定された。一般世帯との差別がひどすぎることにショックを受けている。

「阪神大震災では義援金は収入認定しなかった」との報告があり、再度このような「いい事例」をもって県や市と交渉していくことが大事ではないかとの助言があつた。また、全国のたたかひの到達を情報交換し、それぞれの地域で生かしていくように裁判連としてとりくんでいくことが大事だとの意

見が出ました。

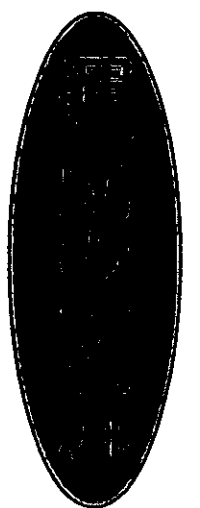
報告4 新潟県青年ユニオンの活動

県青年ユニオン書記長 山崎

青年ユニオンの目的は、若者の中で正規・非正規を問わず、「人間らしい生活をめざす」こと。「調理師で12時間職場に拘束されるにも関わらず、6時間しか勤務時間として認められず手取りは月12万円、夜居酒屋でアルバイトをしている」など、具体的な事例を示しながら報告。新潟県民はなかなかNOと言えないが、少しづつでも声を上げていくたたかひをしている。

高齢者の参加者から、「ひどい労働搾取。今の若者は労働基準監督署に訴えないのか」との質問に、「言えば首になる現状がある」とのこと。深刻な若者の雇用の実態にため息が漏れました。

第3分科会を通じ、どのような場面でも主体者が運動の中心になってきたかうことの大事さが浮き彫りになりました。同時に、それぞれで形成したネットワークが情報の共有をするなど、有機的に結びついていく活動をしていくことを確認しあいました。



関市の餓死問題―ぎふ反貧困ネットワークが現地調査

弁護士 笹田参三

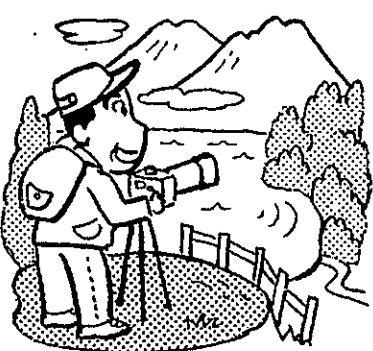
8月20日、ぎふ反貧困ネットワークは、関市の市営住宅でおこつた餓死問題について、20名近くの参加で現地調査をおこないました。調査には代表世話人の私、吉田千秋氏のほか、京都の今村雅夫氏(全国公的扶助研究会事務局次長)、神戸の木谷公士郎氏(司法書士)が参加しました。

7月14日に遺体で発見された、一人暮らしで無職の男性(36歳)は、昨年来食事にも事欠く生活状況であったため、餓死した可能性が高いと見られています。同市の福祉事務所はこの男性の困窮状況をつかんでおり、生活保護を受けられるはずの人を保護しなかった疑いがあります。生活保護を不当に申請させない「水際作戦」が全国に広がっているなかで、行政の在り方に重大な問題を投げかけています。

20日の現地調査では、公民センターで開かれた懇談会「生活保護を考えるつどい」に、地域の人が十数人参加。男性の生前の様子や市の対

応などについて話を聞くことができました。続いて、関市役所で行われた福祉事務所との懇談では、福祉事務所長以下4人の職員が応対。今年3月には14回も訪問しながら保護はせず、「腹が減って動けない」と訴える男性に乾パンの缶詰を支給して就職を勧めていた関市の対応に、参加者から疑問の声が次々と出されました。

今回の調査の結果、「餓死であることの心証が固まった」「保護が必要であるとの認識を持ちながら、特段の手立てを打っていない」「なかつた」というのが参加者共通の認識です。今後、関市の餓死問題をめぐる問題点を整理し、保護行政の改善に向けた取り組みに生かす方針です。



「裁判所は原告の生活実態に目を向けよ。切なる声に耳をかたむけよ。」と機敏な抗議行動で不当な訴訟指揮を撤回させた闘い

京都生存権裁判を支える会事務局長 高橋瞬作

「食べて寝るだけでは人間の生活ではない」「年寄りには、家でジツとしておれと言うのか」「生活保護の老齢加算、母子加算の削減・廃止は違憲・違法と裁判に立ち上がった原告の言葉です。

京都生存権裁判も提訴から3年余り、15回の口頭弁論を重ね、双方の主張もほぼ出そろい、いよいよこれから証人・証拠調べへと展開してゆく進み行きでした。

何と言ってもこの裁判、老齢加算・母子加算を廃止された人たちが、どのような生活を強いられているのか、はたしてそれが人間に値する生活と言えるのかどうか争点です。

裁判所は、原告の住まいにまで足を運び、その生活実態をつぶさに見ること、生活の現場で雰囲気や臭いを直に感じ取り、原告や加算を削減・廃止された人の切実な声に耳を傾け、その悲しみ、怒りに心を寄せること、そうしてこそ初めて公正な判断が可能となるのではないでしょ

うか。

ところが、6月24日の第16回口頭弁論で、裁判所は、「原告本人尋問は不要」「次回の弁論期日をもって結審とする」と一方的に告げ、弁護団が立ち上がって抗議しているにもかかわらず、「これにて閉廷」と、クルリと背を向けて法廷を後にしました。この光景に、傍聴席も一同哑然、異様な雰囲気の中でこの日の弁論は、終了と言うより、途中で強引に中断された印象でした。裁判所が、この裁判を「制度論」に矮小化して、生活実態を無視した判断をするとの宣言にも等しいものでした。

裁判終了後に行われた「報告会」では、この前代未聞の不当な訴訟指揮に対して、ただちに抗議・撤回の闘いを始めようと呼びかけられ「闘いは、これから」と、参加者は心を重ね合わせました。

まず、7月8日、京都地裁を包囲して、抗議のビラまき宣伝を行い、原告と弁護団が、不当な訴訟指揮に激しく抗議し、原告本人尋問、証人採用、裁判の続行などを京都地裁に申し入れました。

6月26日に東京地裁で「原告敗訴」の不当判決が出され、判決への怒りが広がる中、「東京の不当判決を乗り越えて、京都で勝利しよう」「不当な京都地裁の訴訟指揮を撤回せよう」と、7月11日「緊急京都集会」を行ないました。この

集会には、東京から原告団、弁護団を招いて、ともに闘う決意を固め合い、京都地裁への抗議署名も提起されました。

裁判所包囲宣伝は、毎週水曜日、朝8時30分から「裁判所は原告の生活実態に目を向けよ！切なる声に耳をかたむけよ！」と、出勤する職員などにビラを手渡し、横断幕やプラスターを掲げ、ノボリを立てて、原告、弁護団を先頭に毎回30人規模で計7回行いました。

宣伝のあとミニ集会を行い、弁護団から裁判所の動きなど報告があり、その都度、集まった署名を提出しましたが、全国からも寄せられた署名は、短期間にもかかわらず12047筆に達しました。この署名の集まりは、東京地裁判決への怒り、そして「京都で、ぜひ勝つて欲しい」、この願いが全国に広がっていることを明らかにするものでした。

この一連の動きは新聞でも報道され、文字通り「裁判所を世論が包囲する」形が出来上がりました。こうした中、9月11日、進行協議がもたれ、不当な訴訟指揮が撤回され、原告本人尋問の実施、裁判の続行が決まり、証人採用にも可能性を広げました。

貧困が広がり、より深刻になる中で、この裁判に勝利することは、老齢・母子加算の復活を実現するとともに、国民生活のこれ以上の低下

に歯止めをかけ、すべての人々に「健康で文化的」な生活を保障する意義を持ちます。

この間の短期間の闘いは、加算を削られた人たちの生活実態こそが、この裁判の焦点であることを内外に知らしめ、裁判勝利へ展望を切り開くものとなりました。

夏の盛りに始まった闘いでしたが、最後の宣伝を終えた日、すでに上空は薄い雲が広がっていました。

